

健康保険法施行規則の一部を改正する省令案について（概要）

令和 5 年 10 月
厚生労働省保険局保険課

1. 改正の趣旨

- 健康保険制度において、労働者が被保険者の資格を取得した際は、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定により、適用事業所の事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者の資格の取得に関する事項を保険者等に届け出なければならないこととされている。
- この届出については、健康保険法施行規則（大正 15 年内務省令第 36 号。以下「健保則」という。）第 24 条第 1 項の規定により、被保険者の住所等を記載した健康保険被保険者資格取得届を提出することによって行うこととされているが、当該被保険者が健康保険組合が管掌する健康保険の被保険者であって、当該健康保険組合が当該被保険者の住所に係る情報を求めないときは、被保険者の住所は記載不要とされている。
- 保険者が新規資格取得者等の住所情報を把握し、正確かつ迅速な資格情報の登録が可能となるよう所要の改正を行う。

2. 改正の概要

- 健保則第 24 条第 1 項に規定する被保険者の資格取得に関する届出について、被保険者の住所の記載を必須化する。
- その他所要の改正を行う。

3. 根拠条項

- 健康保険法第 48 条及び第 207 条

4. 施行期日等

- 公布日：令和 5 年 11 月中旬（予定）
- 施行期日：令和 5 年 12 月 1 日（予定）